

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ツバル	ツバル政府に対する贈与に関する日本国政府とツバル政府との間の交換公文	ツバルの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むツバルの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関心 を合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	100,000 千円 -----	H18.3.10 スバ(フアイジー)で (同日)	日本側 滑川雅士在ツバル大使(フアイジーにて兼轄) ツバル側 ヤーチャイア・ト アフア首相	H18.3.28 154号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。